

階上町農林業計画

～地域資源をいかした活力のあふれる産業づくり～

令和4年6月

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 階上町農業の現況と課題

- 1 本町の地域特性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 本町農業の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 本町農業の課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3章 階上町農業の目指す方向

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 重視すべき視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 目標の実現に向けた6つの基本方針・・・・・・・・・・11

第4章 目標を実現するための基本方針と施策

- 基本方針1 持続的・安定的な農業経営・・・・・・・・・・13
- 基本方針2 生産力強化に向けた基盤の整備・・・・・・・・17
- 基本方針3 地域の特性を活かした農業の推進・・・・・・・・18
- 基本方針4 地域資源を活用した農山村づくり・・・・・・・・22
- 基本方針5 農産物のブランド化と産地づくりの推進・・・・24
- 基本方針6 森林資源の循環を促進・・・・・・・・・・26

第5章 農林業計画における目標

- 1 将来像実現のため目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第6章 農林業計画実現にむけて

- 1 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制・・・・・・・・30

参考資料

- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

階上町は、総合振興計画を策定し、長期的、総合的なまちづくりを推進してきました。

平成22年3月に10年後の平成31年度を目標年度として策定された「第4次階上町総合振興計画」を上位計画として、平成29年3月に策定した「階上町農林業計画」に基づき、農林業振興施策を進めてきました。

農業は、国民に安定的な食料を供給することを目的とした産業として、農業者の所得確保の源泉となり地域経済を支えています。それと同時に国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、農地が適正に管理され農業が維持・発展することは、私たちにとって豊かな生活を享受するためには欠かせないものです。

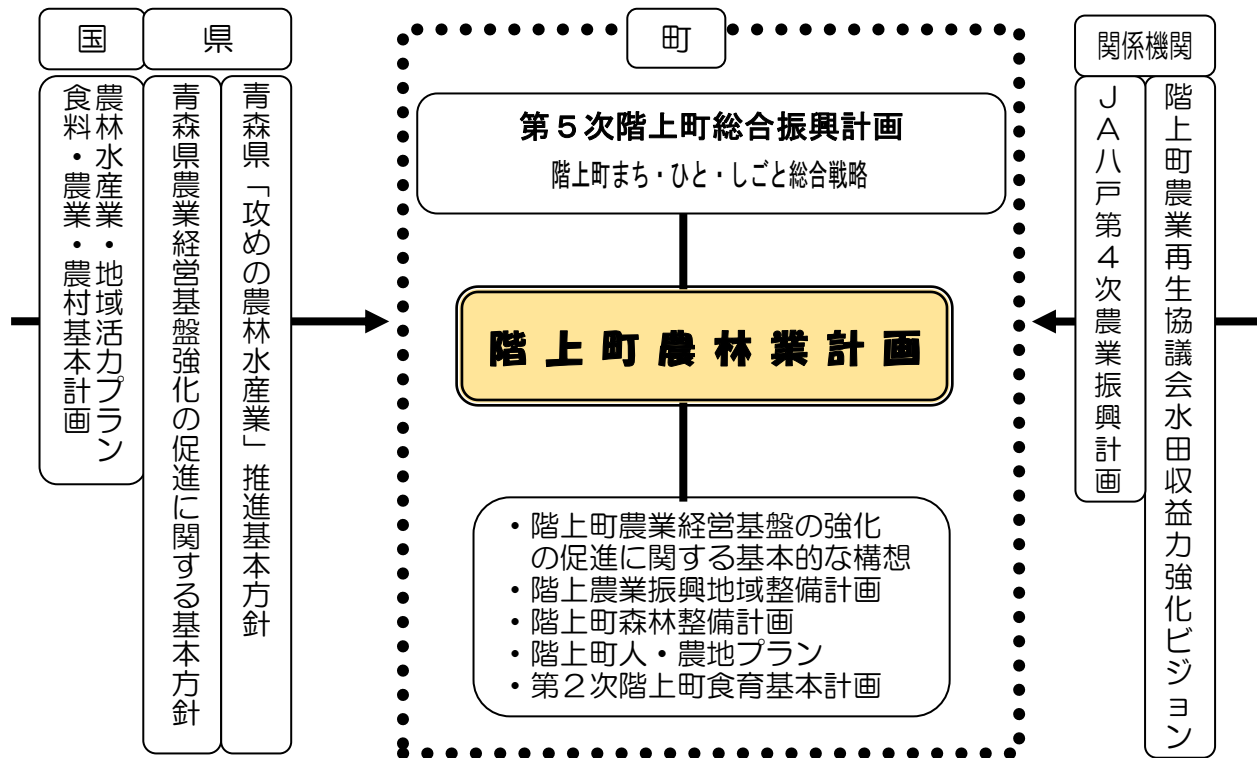
農業を取り巻く情勢は、労働力不足、担い手の高齢化、経営耕地面積の減少がさらに進み、さらには、農業生産の減退等の構造的な脆弱化に加えて、食に関するニーズの多様化、AIやIoT等の技術革新、グローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まり等、大きく変化しています。

また、近年の自然災害、野生鳥獣害、家畜疾病等の被害が、農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威への対応、さらには、それらによる社会・経済活動や消費者ニーズ等の大きな変化に対応することが求められています。

当町としても、このような状況を踏まえ、地域資源をいかした活力のあふれる農林業を目指し、本町の「総合振興計画」の農業分野における施策をより具体化するものとして、「階上町農林業計画」を策定し計画期間において町が取り組む農業施策の基本理念及び各種事業の方向性を示す戦略を定めたものです。

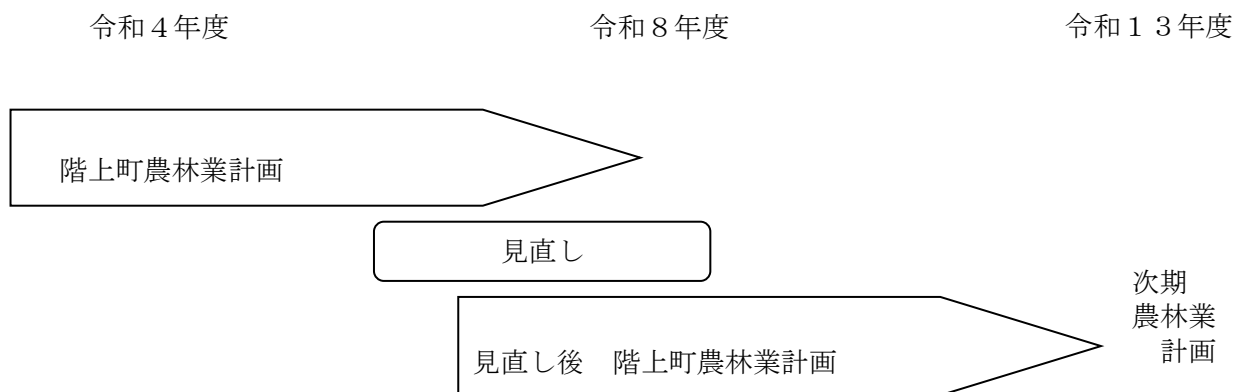
2 計画の位置づけ

この計画は、上位計画である「階上町総合振興計画」における農林業の基本となる計画であり、国の「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」、県、農業協同組合などの計画や施策とも連携を図りつつ、これからの本町の農林業の総合的な振興を図る基本計画として位置づけるものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 29 年 3 月に策定した計画での実績を評価し、課題を抽出しておおむね 10 年間に重点的に取り組む施策を明らかにしていきますが、1 で述べたように、期間中に農業を取り巻く制度が大きく変化することが見込まれることから、状況に応じておおむね 5 年後に見直しを行います。



4 計画の構成

計画は、「階上町農業の現況と課題」、「階上町農業の目指す方向」、「目標を実現するための基本方針と施策」で構成しています。

第2章 階上町農業の現況と課題

1 本町の地域特性について

(1) 位置・面積

本町は青森県の最東南端に位置し、東は約 5.5 km にわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は、八戸市、南は標高 739.6m の階上岳を越えて岩手県洋野町に隣接した県境の町です。

地形は南の階上岳の北面に開けた山麓地帯を除いては、ほぼ平坦地です。山麓の段丘から見ると多少凹凸があるものの西方から東方へ下降しています。

本町の総面積は、9,400ha であり、うち山林・原野が 5,432ha、田・畑は 1,200ha となっています。

(2) 自然環境

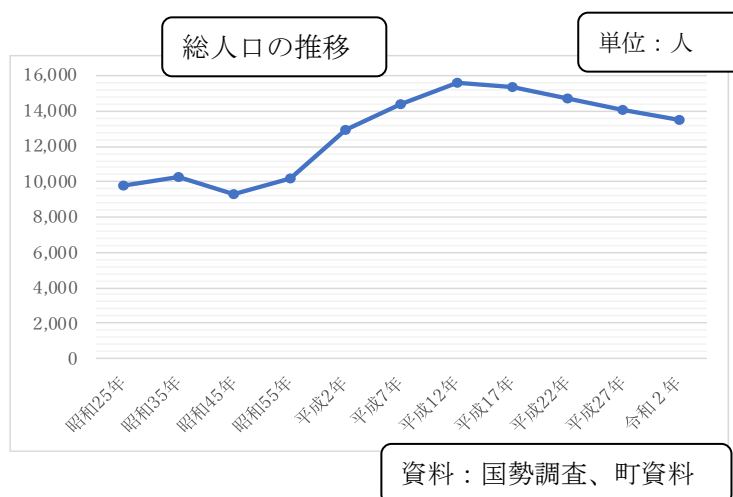
太平洋に面しているため、春から夏にかけては偏東風（ヤマセ）が、秋から冬にかけては偏西風が吹き、冬期間の寒さは厳しく積雪は少ない地帯です。最近 5 年間の平均降水量は 1,081.7mm、平均気温 11.01℃、平均日照時間 1,911.48 時間となっています。

区分	気温			平均湿度 %	降水量 mm	日照時間 h
	最高 ℃	最低 ℃	日平均 ℃			
平成 29 年	35.8	-8.9	10.5	75.0	1023.0	1879.5
平成 30 年	34.0	-9.6	10.9	75.0	1177.0	1879.4
令和元年	34.8	-10.2	11.1	73.0	967.0	2051.1
令和 2 年	35.5	-8.6	11.3	77.0	1229.0	1741.2
令和 3 年	33.7	-11.7	11.3	76.0	1012.5	2006.2
5 年平均	34.76	-9.8	11.01	75.2	1081.7	1911.48

資料：気象庁気象観測データ（八戸）

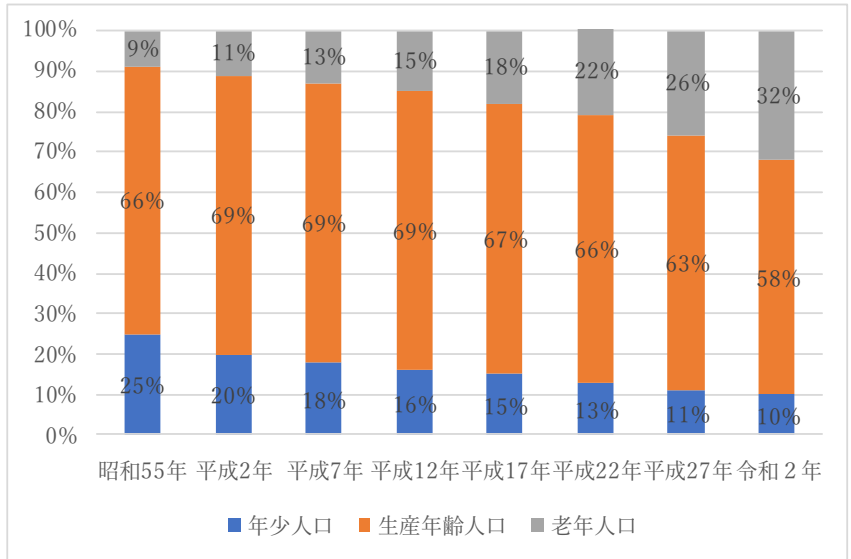
(3) 人口

本町の人口は、昭和 50 年以降順調に人口が増加し平成 12 年（15,618 人）をピークに減少転じ、令和 2 年では 14,080 人とピーク時より約 1 割の減少（-1,538 人）となっています。



年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合は、年々減少しており、年少人口においては45年間で約半減し、令和2年には10%となっています。一方で老年人口(65歳以上)の割合は、45年間で約3倍以上増加、令和2年には32%となっています。

年齢3区分別人口構成の推移



【階上町人口】

単位：人

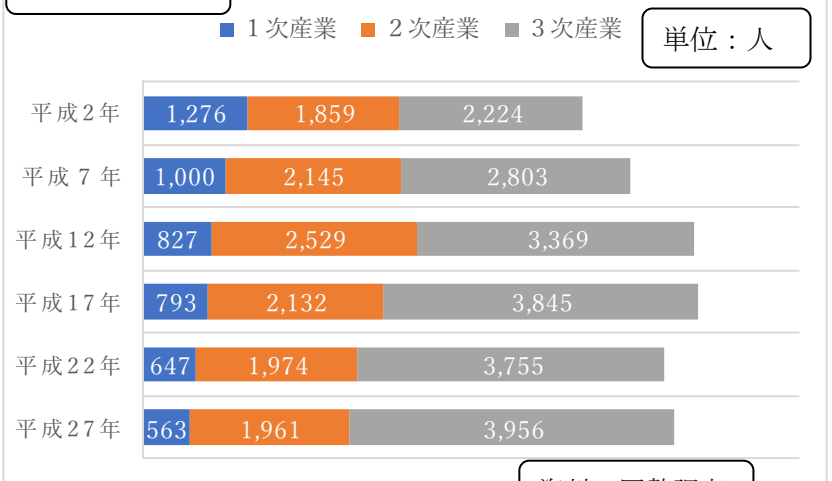
	昭和				平成						令和
	25年	35年	45年	55年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
総人口	9,767	10,260	9,279	10,199	12,959	14,428	15,618	15,356	14,699	14,080	13,496

資料：国勢調査

(4) 産業

平成27年の国勢調査における就業者人口は6,480人、総人口に占める割合は約48%で、平成22年と比較して5年間で104人増加しています。就業者人口の産業別内訳の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業ともに減少傾向となっています。このことから、第1次産業の中心を占める農林漁業の後継者不足が依然として続いていること、また、製造業や建設業からの職離れが急速に進み、第3次産業へ移行していることが分かります。

産業就業構造



資料：国勢調査

【産業構造】

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比
1次産業	1,276	23.8%	1,000	16.8%	827	12.3%	793	11.7%	647	10.1%	563	8.7%
2次産業	1,859	34.7%	2,145	36.1%	2,529	37.6%	2,132	31.5%	1,974	31.0%	1,961	30.3%
3次産業	2,224	41.5%	2,803	47.1%	3,369	50.1%	3,845	56.8%	3,755	58.9%	3,956	61.0%
合計	5,359	100%	5,948	100%	6,725	100%	6,770	100%	6,376	100%	6,480	100%

資料：国勢調査

2 本町農業の現況について

(1) 概況

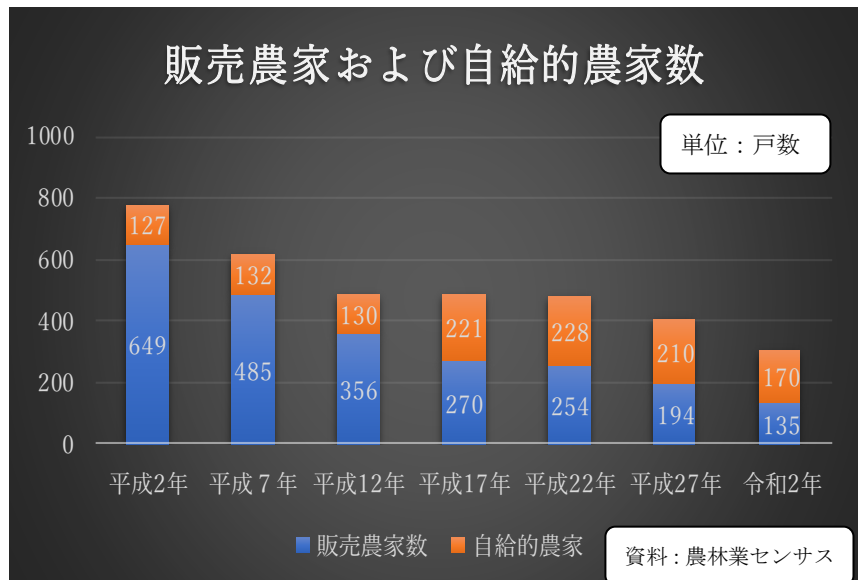
本町農業は、気候条件や土地条件を活かし、米、野菜の生産、肉用牛、乳牛、豚、鶏の飼養など、特徴ある農業が営まれてきました。しかし、農産物の需要変化、価格低迷を背景に、後継者不足、農業従事者の高齢化が進み、加えて海外を含む他産地との競争や価格の低迷、多様化する消費者ニーズ、農業資材価格上昇への対応といった課題を抱え、衰退傾向となっています。

(2) 農家数について

① 総農家数

令和 2 年の総農家数は 305 戸で、平成 27 年の 401 戸から 99 戸 (-24.5%) 減少し、平成 22 年からの 10 年間でみますと 177 戸 (-17.7%) 青森県全体では (-36.7%) 減少しています。令

和 2 年は販売農家が 135 戸に対して自給的農家は 170 戸、全農家数のそれぞれ 44.3% および 55.7% となっています。また自給的農家はあまり変化していないことから、農家数の減少は販売農家の減少が主な要因であることを示しています。



【総農家数】

(単位：戸)

区分	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
総農家数	776	617	486	491	482	404	305
販売農家数	649	485	356	270	254	194	135
専業	66	33	42	47	62	64	31
兼業							
第1種兼業	86	116	46	33	30	17	17
第2種兼業	497	336	268	190	162	113	87
自給的農家	127	132	130	221	228	210	170

資料：農林業センサス

(3) 農地・経営耕地

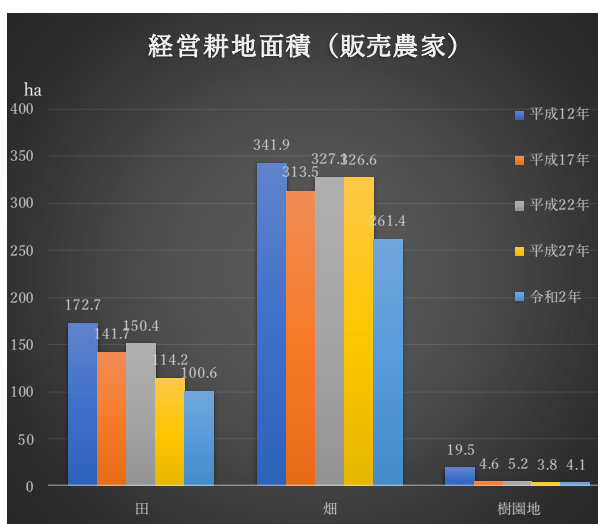
経営耕地面積は減少傾向にあり、平成22年と令和2年の比較では、482.7haから366.1haへと116.6ha(-24.2%)減少しています。

地目別では、

田 49.8ha (33.1%)、

畑 65.7ha (20.1%)、

樹園地 1.1ha (21.2%) がそれぞれ減少しています。



資料：農林業センサス

【経営耕地面積】

総農家数の減少割合が24.5%だったのに対して、経営耕地面積の減少割合が24.2%とほとんど同じで、今後、農業従事者の高齢化が一層進むことで、農家及び経営耕地の減少が急速に進むことが懸念されます。

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
田	172.7	141.7	150.4	114.2	100.6
畑	341.9	313.5	327.1	326.6	261.4
樹園地	19.5	4.6	5.2	3.8	4.1
総面積	534.1	459.8	482.7	444.6	366.1

資料：農林業センサス

(4) 農業経営の構造変化

①経営耕地面積からみる経営規模の変化

農業従事者の高齢化や後継者の不在などによって小規模経営を中心に農

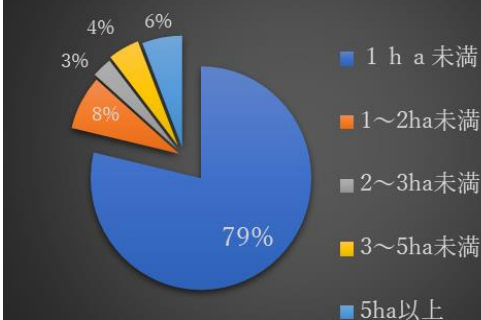
家数は減少していますが、経営規模の拡大はあまり進んでいません。

本町の経営耕地規模別経営体数のこの20年間の動きを見ると、経営耕地規模1ha未満の経営体の経営耕地面積の割合は78.7%となっており、こうした小規模農家等の今後の動向が地域の農業、農地の動きに大きな影響を及ぼすことが予想されます。

【経営規模別農家数】 (単位：戸)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
1ha未満	345	378	353	302	240
1～2ha未満	80	59	69	51	24
2～3ha未満	24	24	23	20	9
3～5ha未満	22	15	20	13	14
5ha以上	15	15	17	18	18
計	486	491	482	404	305

令和2年経営面積規模別割合



資料：農林業センサス

②農産物販売金額規模から見る経営構造の変化

販売金額規模で100万円未満の経営体数は全体の54%を占め、販売金額1,000万円以上の経営体数は全体の16%を占めるに留まっていますが、総販売額に占める割合をみると、販売金額100万円未満の経営体が占める合計販売額の割合は全体の3.3%に留まり、販売金額1,000万円以上の経営体の合計販売額が全体に占める割合は69.1%以上となっています。

農産物の流通形態や価格形成のしくみ等を含め農業経営を取り巻く環境が大きく変化するなかで、こうした構造変化は全国的な動きとも一致しており、今後とも経営規模の拡大とともに生産性向上の取り組みが一層進むことが予想され、小規模な農業経営を維持することは益々難しくなっていくものと思われます。

【販売金額別農家数】

(単位：戸)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農産物の販売なし	86	83	98	69	36
50万円未満	122	58	63	57	33
50万円～100万円	36	24	30	19	11
100万円～300万円	73	67	34	26	24
300万円～500万円未満	20	17	9	9	9
500万円～1000万円未満	10	10	12	9	11
1000万円～2000万円未満	6	7	7	11	15
2000万円以上	3	4	9	7	9
計	356	270	262	207	148

資料：農林業センサス

(5) 森林について

林業経営体数は、平成2年をピークに急激に減少し、令和2年は24戸と平成17年151戸より127戸の減少となっています。

令和2年における現況森林面積を見ると、森林面積5,432haのうち国有林が94ha(1.7%)だけで多くは民有林となっておりその面積は5,338haです。その構成は私有林3,840ha(71.9%)、県有林1,119ha(20.9%)、町有林40ha(0.7%)、財産区有林222ha(4.1%)となっています。

【林野面積】

(単位：ha)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
林野面積	5,545	5,554	5,470	5,468	5,432
現況面積	5,545	5,554	5,470	5,468	5,432
国有	102	103	103	94	94
民有	5,443	5,451	5,367	5,374	5,338
森林以外	0	0	0	0	0

資料：農林業センサス

【令和2年現況森林面積内訳】

合計	国有			民有							
	計	林野 庁	林野 以外	計	独立法 人等	公有				私有	
						都道府 県	林業・ 造林公 社	市町村	財産区		
5,432	94	94	-	5,338	117	1,381	1,119	-	40	222	3,840

資料：農林業センサス

3 本町農業の課題の整理

本町の農業振興の課題は、農業生産の主体である農業者の育成・確保そして支援とともに、生産の基盤である農地の確保・保全を力強く推進することです。そのうえで、食の安全・安心の確保を目的とした、信頼性の高い農産物の生産体制を確立することが必要です。同時に農産物の高付加価値化をさらに進めるため学校・大学、農商工などの連携を図る必要があります。さらに町民に「農業・地域・食」についての理解を深めてもらうため交流を推進していくことが必要です。

【食と農業からのまちづくり】

安全・安心に配慮した農業の推進については、地産地消の高まりの中で、地域固有の伝統料理の継承や健康な食生活を送るための食育の重要性も増してきており、安全で安心な農産物の生産拡大を図ることも重要な課題となっています。

しかし、その推進の基盤となる集落は、農業生産面のみならず生活面においても密接に結び付き、生産及び生活の共同体として機能してきましたが、地域の人口減少、高齢化の進行により、これらの機能が弱体化していくと、地域コミュニ

ティの維持も難しくなっていきます。

また、農村地域は農林業の生産活動以外にも、洪水の防止や自然環境の保全など多面的な機能を併せ持っており、これらの機能についても維持していく必要があります。農村の集落機能を維持し活性化を図るためには、生産基盤の整備と生活環境を整えるとともに、都市住民との交流を推進するための受入体制の強化やグリーンツーリズムなどの情報発信を促進し、人を活かして地域を興すためのネットワークづくりを推進する必要があります。

(1) 意欲ある経営体の育成・確保

農産物の価格の低迷により、農業所得も減少しており、新しい農業政策や、経済の国際化の進展など経済のグローバル化に対応し、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題です。

また、農業従事者の減少、高齢化が進むなか、地域農業の中心となる担い手の経営をより安定化させるとともに、新たな認定農業者や新規就農者を育成する等、本町の農業を支える多様な人材を確保することが課題です。

(2) 農地の保全・継承

都市化により農地が減少している現状に加え、今後、農業者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地の増加も懸念されることから、農地は保全すべきという高い町民意向を踏まえ、多様な主体との協働のもと、農地を保全するための仕組みづくりが課題です。

(3) 産地の育成

地域の特性を活かした農業生産をさらに進め消費者のニーズに対応した生産と販路の確保が求められます。

(4) 地産地消の機会の創出

産地直売所などによる地産地消の促進や地域の食材を用いた地元料理・伝統料理の普及などを進めていく必要があります。さらに地元企業や大学等との連携を深め、新たな販路拡大やブランド化を推進していく必要があります。

(5) 農業者と消費者の連携による取組強化

町民の農との関わりや交流に対するニーズが高いことから、農の多面的機能等に対する町民の理解を醸成するためにも、農村・農業者側の受け皿拡大等に取り組んでいくことが課題です。町内の農地・農業者だけでは、食に対する多様なニーズに対応することは難しいと想定されることから、町外の農業者と連携を図りながら、取組を展開することが必要です。

第3章 階上町農業の目指す方向

1 基本目標

『地域資源をいかした活力ある農業づくり』

2 重視すべき視点

町の農業振興を進めるにあたって重視すべき視点を以下に整理します。

視点1 農を支える多様な人材の育成

農業を産業として振興・発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲ある農業者を育成していく必要があります。

農業従事者の減少・高齢化が進む中、小規模な農家が多い町の現状を鑑み、小規模農家が継続して農業に取り組める仕組みづくりを進めるとともに、農地を保全していくためにも、町民に農業を担う一員として参加してもらう仕組みづくりを行う等、農を支える多様な人材の育成を図ることが必要です。

視点2 地域特性を最大限に活かした取組の推進

町内の西部および中央地区で、ねぎ・ながいも等露地野菜を中心とした産地が形成されています。また、町内全域では「階上早生そば」が栽培されており、ブランド化に向けた取組が行われていることから、これらをさらに活かした取組を進めることが重要となっています。

また町内には食品工場があり、近隣には大学等教育機関も立地していることから、これらと連携した取組を進めることが重要です。

視点3 農業に対する理解と共感の促進

町の農業・農地は、農産物を供給するだけでなく、多面的な機能を有していることについての理解と共感を深め、一人ひとりが町の農業を支える主体であることを自覚することが必要です。

農業者は生産したものを販売するだけではなく、市場や消費者の求める安全な農産物の提供と、食や環境に関する情報の提供等の役割を担っていることを、消費者の理解を得ることが必要です。

3 目標の実現に向けた6つの基本方針

(1) 持続的・安定的な農業経営

本町の農業従事者は、平成17年には338人であったのが、平成22年358人、平成27年には268人、令和2年には192人と、この15年で約5割減少し、年齢別構成比では、65歳以上が75%と高齢化が進んでいます。

将来にわたり持続的安定的な農業生産を確保していくために、認定農業者等意欲ある農業者および新規就農者の確保・育成をはじめ集落営農や農業生産法人等の組織営農を推進します。

(2) 生産力強化に向けた基盤の整備

意欲ある担い手経営体への農地の利用集積を推進し、経営の効率化と安定を促進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地への対策を進めます。農産物の生産性と収益性の向上を図るため、生産基盤の整備を推進します。

(3) 地域の特性を活かした農業の推進

町内で生産される農産物の多くは、JAの集出荷施設に出荷され大規模消費地へ系統共販出荷され産直以外の販路は少ない状況にあることから、今後は積極的に農産物を売り込むため、町内観光施設等への地産地消流通システムを強化するとともに、町域を越えた新規流通の開拓や新たな消費者の掘り起こしを行います。

(4) 地域資源を活用した農山村づくり

町内で生産される農作物を通じた「食育の推進」や町民農園や農業体験を通じた「多様な農業体験の推進」、「多面的機能を活用した農地保全」、食文化の伝承活動を推進することで農家だけでなく町民や町外から訪れた人も交流できる農山村づくりを行います。

(5) 農産物のブランド化と産地づくりの推進

JAとの連携によって町で生産される農産物の品質を図り、都市圏との安定した流通販売体制を構築するとともに、他産業と連携した加工による農産物の高付加価値化を促進します。

(6) 森林資源の循環の推進

町の約6割を占める森林は、環境保全や水資源確保に寄与しているが、木材価格の低迷や林業労働者の高齢化などから林業経営意欲の衰退がみられ林業の取り巻く環境は依然厳しい状況であり今後森林の荒廃が懸念されることから、その森林のもつ活力を最大限に発揮できる森林資源の循環利用できる環境を整えていきます。

第4章 目標を実現するための基本方針と施策

基本方針1 持続的・安定的な農業経営

【目指す方向】

(1) 意欲ある経営体の育成

安定的な農業経営を継続していくために、地域の中核的担い手となる経営体の確保及び育成に向けて集落営農や農業生産法人等の組織経営体の育成を推進するとともに、実質化した人・農地プラン及び農地中間管理事業などを活用しながら農地利用の集積集約化を促進します。

【基本施策】

①意欲ある農業者の確保・育成

ア 現状及び課題

高齢化や後継者不足から、農作業委託や農地を貸したいとする農家が今後急増することが想定されることから、受け手となる地域の中心的な経営体等への経営面積が拡大するように基盤を整えることが必要です。

イ 施策内容

(ア) 認定農業者の確保・育成

- ◇ 意欲ある農業者の掘り起こしにより、地域の中心的な役割を担う農業者を確保・育成します。
- ◇ 地域の意欲ある担い手を認定農業者へと誘導します。

(イ) 農業経営改善に関する相談対応や各種研修の機会の創出

- ◇ 農業経営改善計画の作成支援や経営診断などの機会を通して、農業経営の改善や向上の実現に向けて支援します。

(ウ) 認定農業者の活動支援

- ◇ 研修会や交流事業などを通じ、経営発展や地域活性化につながるよう、認定農業者組織の活動を支援します。

②集落営農等の組織営農への推進

ア 現状及び課題

現在集落営農組織は無いが、将来的には地域の担い手として重要となるものと予想されることから、新規の集落営農組織や農業生産法人等の組織的な営農に向けた支援も必要です。

イ 施策内容

(ア) 新たな組織化の推進

- ◇ 個別経営では経営面積には限界もあることから、農地の利用集積と利用効率化や作業機械の共同化など、意欲ある農業者による営農とその

組織化を促進します。

③地域農業の推進

ア 現状及び課題

農業従事者の減少と高齢化により、経営転換を希望する農業者の増加が見込まれることから、実質化した人・農地プランによる地域の話合いに基づく地域の中心経営体の位置づけや、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積と連担化など農地利用の効率化の促進を図る必要があります。

イ 施策内容

(ア) 実質化した人・農地プランの定期見直し等の推進

◇ 実質化した人・農地プランを通じて、意欲ある経営体の確保・育成や意欲ある経営体への農地利用集積を図り、新規就農者をプランに位置付けることにより地域での支援を行うことができるよう、地域での話し合いの場の提供を図りながら定期的な見直しを実施します。

(イ) 農地中間管理事業による農地集積の推進

◇ 後高齢化等により農業経営をリタイアする農業者が出てくると予想されることから耕作放棄を未然に防止するとともに規模拡大を目指す農業者等の地域の中心経営体に農地中間管理事業の活用により農地集積や連担化を図ります。

【目指す方向】

(2) 農家経営意識の醸成と安定的経営推進

生産コスト管理や農業経営分析などによる営農を行うことができる農業者の育成を図り、安定した農業経営の展開を推進します。

【基本施策】

①農業経営の安定化

ア 現状及び課題

経済のグローバル化や米政策の転換など農業情勢は政治や経済などの社会動向に大きく左右され、農業経営に深刻な影響が出る恐れがあります。経営力・経営基盤の強化を図るため、経営状況の把握に努め、適切な経営管理をする必要があります。

イ 施策内容

(ア) 農業簿記帳の支援

- ◇ 農業経営の状況を的確に把握するため、パソコンソフトを活用した簿記帳を促進します。
- ◇ パソコンソフト簿記帳のデータなどを活用し、経営状況の分析によ

る経営改善を支援します。

(イ) 資金借入れの円滑化と利子補給による支援

- ◇ 農業機械の近代化や経営安定のための制度資金借入の円滑化と資金利子の補給事業により経営支援をします。

【目指す方向】

(3) 次代を担う後継者の確保

農業生産の基礎となる家族経営の持続性と営農の次世代への継承を図るため、親元就農を含めた新規就農者の確保や家族経営協定の締結を促進するため、関係機関・団体と連携しながら後継者の確保対策に努めます。

【基本施策】

①若手農業従事者の確保・育成

ア 現状及び課題

担い手の高齢化や後継者不足が進行する中、農業生産に従事するだけでなく、農地や農業施設の維持管理活動など、農村生活・組織等を維持するためにも、若い農業後継者や新規参入者の確保と育成が急がれます。

イ 施策内容

(ア) 若手農業従事者の確保

- ◇ 国の農業次世代人材投資資金の交付により、就農・経営開始初期の不安定な生活を支援します。
- ◇ 新たに農業に就農する意向を持つ人の相談に応じ、関係機関等が連携し、就農から経営開始に向けた支援を行います。

(イ) 研修の機会やネットワークづくり

- ◇ 若手農業者の研修やネットワークづくりなどの機会を創出します。

②家族経営協定の促進

ア 現状及び課題

町内の農業家族経営が中心となっているが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすい状況です。家族経営による営農計画作成や農業経営の安定のために家族が全員で話し合いの出来るような環境整備が必要です。

イ 施策内容

- ◇ 家族全員が意欲をもって農業経営に取り組めるよう、経営面・生活面に関する話し合いによる新たな農業経営の展開を確立するため、家族

経営協定の締結を促進します。

- ◇ 家族経営協定締結後は、協定内容の点検を行いながら、協定内容の見直しを推進します。

基本方針 2 生産力強化に向けた基盤の整備（農業基盤の整備）

【目指す方向】

（1）農地の保全及び有効活用の推進

農地の持つ水利や景観などの多面的機能を維持し、農業経営の基盤となる農地の保全と有効活用を推進します。

【基本施策】

①農業振興地域整備計画の管理

ア 現状及び課題

優良農用地の確保・保全を図るために、階上農業振興地域整備計画の適切な運用を図る必要があります。また、土地利用者からは、農地以外への利用の要望があることから、適切に判断しながら、見直しと管理事務の推進を行う必要があります。

イ 施策内容

（ア）農業振興地域整備計画の見直し

- ◇ 優良農用地の確保・保全を図るために農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、土地利用者の要望を適切に判断し、農業振興地域整備計画の見直しを実施します。

②農地・農業用施設の機能維持と活用

ア 現状及び課題

少子高齢化による農業従事者不足などにより、農地や農業施設の荒廃が予測されるため、農地や農業施設等を保全し、多面的な機能を維持する必要があります。

イ 施策内容

（ア）中山間地域等直接支払制度の活用推進

- ◇ 中山間地域等直接支払制度の活用により、農地や農業施設等を保全します。

（イ）農村環境整備による保全活動支援

- ◇ 農村生産基盤や農村生活環境基盤整備を行う保全活動を支援します。

基本方針 3 地域の特性を活かした農業の推進

【目指す方向】

(1) 作物別の生産振興

各作物に応じたきめ細やかな生産振興を促進します。

【基本施策】

① 水稲の生産振興

ア 現状及び課題

現在の農業は、水稲のみの生産農家では経営は成り立たないため、複合経営を推進していく必要があります。また、安定した価格で販売出荷となるよう適地適作を推進しながら、多くの農業者が作付けできるよう売れる米づくりを推進していく必要があります。

イ 施策内容

- ◇ 需要に応じた売れる米づくりを推進し、米産地としての確立を目指します。
- ◇ 生産方針主体である八戸農業協同組合と連携し、生産数量目標に応じた適切な作付けを推進します。
- ◇ 経営所得安定対策を活用しながら、新規需要米（飼料用米等）の栽培の取り組みを推進します。
- ◇ 経営所得安定対策を活用できる戦略作物の検討及び生産誘導を促進します。

② 園芸作物の生産振興

ア 現状及び課題

ネギ、ながいも等の野菜は、JAへの系統出荷を中心とした生産出荷販売が行われており、産地が形成されているが収穫時期等期間雇用労働力の確保や省力化を図るための機械導入が必要となっています。

イ 施策内容

- ◇ 良品質を維持継続できるような支援およびねぎ、ながいも等の生産維持・拡大による安定供給産地の形成を支援します。
- ◇ ピーマン等新たな作物の作付けによって、遊休地等の有効活用を含めて検討し、産地形成を推進します。
- ◇ 労働力の軽減等を図るため機械導入を支援します。
- ◇ 安定生産・出荷及び品質の向上を図るため、土壌診断等により野菜の品目ごとに適した土づくりの徹底、栽培技術の向上を推進します。

③畜産の振興

ア 現状及び課題

畜産農家の高齢化や後継者不足等により、繁殖牛、肥育牛および乳用牛の飼養頭数が減少していることから、飼養頭数の維持拡大を図るため、意欲的に経営拡大に取り組む畜産農家の牛舎等の施設整備、機械導入等に対する支援が必要です。また、家畜伝染病を未然に防ぐ対策を徹底する必要があります。

イ 施策内容

- ◇ 地域全体の畜産収益性の向上を図るため、国の支援制度を活用した整備の検討を行います。
- ◇ 家畜伝染病の発生防止のため、畜産農家の家畜衛生意識の向上と各種予防接種の実施を推進するとともに、県や周辺市町村と連携し、有事に備えた体制づくりを進めます。

④環境に配慮した農作物の生産

ア 現状及び課題

地球温暖化防止や生物多様性保全についての対応が急務となる中で、化学肥料・農薬の低減や自然環境機能の維持増進等の効果が高いとされる有機栽培、特別栽培等農薬を減らす取組により環境に配慮した農作物を生産していく必要があります。

イ 施策内容

- ◇ 環境に配慮した農作物を生産するための減農薬・減化学肥料栽培などの技術の導入・普及に向けた取り組みを支援します。

⑤鳥獣被害の防止

ア 現状及び課題

サル、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による被害拡大が懸念されます。

鳥獣被害対策に従事する町猟友会を中心とした捕獲従事者が高齢化等により減少しているため、その確保対策が急務となっています。

イ 施策内容

- ◇ 階上町鳥獣被害防止計画に基づき、ニホンジカやイノシシなどの新たな鳥獣被害に対応した効果的な捕獲方法を検討します。
- ◇ 鳥獣被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊の狩猟者の確保対策を検討します。
- ◇ 近隣市町村との広域的な連携を図り、被害の未然防止を目指します。

【目指す方向】

(2) 地域全体での地産地消への取り組み

町内における農畜産物を通じた食育推進と、地元消費者の農業への理解を深め、地域全体での地産地消の推進による産地としての生産力の向上に取り組めます。

【基本施策】

①町内農産物の認知

ア 現状及び課題

産直施設を核として、町内産農畜産物を生産者や消費者に周知することで、町産農畜産物を優先して購入する意識づけが必要となっています。

イ 施策内容

- ◇ 町内産農畜産物や産直の周知PR活動を実施していきます。
- ◇ 町内産直施設と連携し、町内農畜産物の魅力を発信します。

【目指す方向】

(3) 各種施設等における地産地消の体制・機会の拡充

町内及び八戸市周辺の販売店、飲食店や宿泊施設などへの町産農畜産物の安定した供給販売体制を構築し、農業所得の安定につながる地産地消を推進します。

【基本施策】

①食材提供システムの有効活用

ア 現状及び課題

飲食店等での町内産農畜産物の利用が伸びていないので、新たな販路の検討など利用促進を図る必要があります。

イ 施策内容

- ◇ 町内産農畜産物を活用したイベントや事業の実施機会をとらえ、食材提供システムのPRを支援します。

【目指す方向】

(4) 年間を通じた生産販売体制の構築

地産地消を推進していくうえで、季節による品揃えの平準化に向けた作物栽培や加工を組み合わせた供給など、年間を通じた地産地消に向けた生産、販売体制の構築に取り組めます。

【基本施策】

①通年生産と販売体制の構築

ア 現状及び課題

時期によっては産直等で供給過多になる作物がある一方で、冬期間は産直出荷物が激減し、年間を通した生産と販売ができるような体制が必要です。

イ 施策内容

- ◇ 産直出荷者間での栽培時期や生産作物の調整を図れるような仕組みづくりを支援します。
- ◇ 乾燥野菜や漬物など、保存技術を活かした商品づくりを支援します。

基本方針 4 地域資源を活用した農山村づくり

【目指す方向】

(1) 教育との連携強化

農業と教育の連携を図り、児童・生徒の農業体験や食育活動を通じ、町の農業や食文化への理解を深める取組みを推進し地産地消等を通して地域活性化を促進します。

【基本施策】

①学校給食での町産農畜産物利用の促進

ア 現状及び課題

町産農畜産物の学校給食での利用率は、食育活動により徐々に伸びている傾向にあります。

イ 施策内容

- ◇ 産直施設、農業者、行政、学校給食担当者等関係者での意見交換などを通して、学校給食への町産農畜産物の安定的供給を促進します。
- ◇ 教育関係機関と連携を図りながら、地場産食材を豊富に活用した学校給食などによる食育を促進します。
- ◇ 農産物の魅力を通して、農業の魅力を児童・生徒に知ってもらう仕組みづくりをします。

②食文化の伝承活動推進

ア 現状及び課題

階上の伝統的な料理等を伝承する人と伝える機会が減ってきています。

イ 施策内容

- ◇ 臥牛の郷生活研究連絡協議会を支援し各加工グループの若年会員の確保と組織の活性化を図ります。伝統的な料理等を習得する機会を増やします。

【目指す方向】

(2) 農業体験の推進

グリーン・ツーリズムの推進により、町を訪れた方々が、階上の豊かな食材、食文化などに触れる、新たな消費者となるよう交流人口の増加を目指します。

また、農業や町内産農畜産物の魅力に触れられるよう、町内の小中学校での農業体験の実施に努めます。

【基本施策】

①学校教育での農業体験充実

ア 現状及び課題

中学校では農業体験等の機会があまりないため、農業や農畜産物の魅力に触れる機会の創出について検討する必要があります。

イ 施策内容

◇ 中学校の総合学習等で農業体験の機会を取り入れられるか、学校・教育委員会等との検討・協議をします。

②農業体験受入れ農家の確保

ア 現状及び課題

グリーンツーリズム事業など、農業体験の受け入れ農家が限られているため、希望する団体の受入れ要請に対応できないこともあり、新たな受入れ農家の確保・育成が必要です。

イ 施策内容

◇ はしかみグリーン・ツーリズム協議会を中心に、農業体験の受入れについて理解が得られるような研修等の機会を創出し、新たな受入れ農家の拡大と育成 について検討します。

基本方針 5 農産物のブランド化と産地づくりの推進

【目指す方向】

(1) 首都圏への農畜産物の販売促進

町の農畜産物が、大都市圏での消費者及び流通関係者から選ばれるよう、農業以外の他業種による階上のイメージと知名度を高める取組みと連携しながら、町の農畜産物の品質、価値、魅力を消費者に PR し、大都市圏での販売力を高め、生産力の強化に結び付けます。

【基本施策】

①新たな流通・販路の拡充

ア 現状及び課題

大消費地である都市圏へ農畜産物を流通させるためには、個々の農業者の営業努力では限界があり、JA出荷品目等に限られてしまいます。消費者の多様なニーズに応えるため、新しい流通方法などの検討をする必要があります。

イ 施策内容

◇ 都市圏への農畜産物の流通を担う事業者との連携や育成を検討します。

②大都市圏への販売PR

ア 現状及び課題

安定した価格での販売及び生産を行うために、町内産の野菜等農産物の消費の拡大を図るために大都市圏でPRと販売を継続し消費地との信頼関係を構築していく必要があります。

イ 施策内容

◇ 長期の安定した供給体制の確立に向けて、米、野菜の販売促進のため首都圏へ継続した宣伝と信頼関係の構築による繋がりを維持するための活動支援をします。

【目指す方向】

(2) 6次産業化のため農畜物生産の促進

6次産業化を促進するため、付加価値の高い農畜産物及び加工品開発に向けた取り組みを支援します。

【基本施策】

①加工用農産物の導入検討

ア 現状及び課題

町内には食品製造会社が立地していることから、町産農畜産物を利用し

た加工食品の製造が可能ですが、加工品の製造販売に向けた大ロットの農畜産物の生産に対応できていません。

イ 施策内容

- ◇ 町内の食品製造会社との連携による新たな加工品について検討します。
- ◇ 加工食品の製造に対応できる作目について検討します。

②階上早生そばブランド化推進

ア 現状及び課題

階上早生そばの生産、流通販売に、取り組んできましたが、さらに連携を強化し、生産者、加工者、販売者が一体となった生産、加工、流通販売を促進するとともに、新たな付加価値をつけたしての商品開発利用を提案することで販売拡大に繋げていくことが課題となっています。

イ 施策内容

- ◇ 階上早生そばの単収と品質向上、販売体制等の検討を基に販売量の拡大を図ります。
- ◇ 階上早生そばを使用した新商品開発を支援します。
- ◇ 家庭、飲食店等地域での使用拡大に向けた情報発信に努めます。

【目指す方向】

(3) 6次産業化のため生産と加工、販売体制の強化

農畜産物の加工製造、流通販売について、必要な加工製造者、流通販売者との連携を促進します。

【基本施策】

①生産・加工販売体制の連携強化

ア 現状及び課題

消費者ニーズや販路に応じた製品づくりやパッケージづくり、再生産が可能な価格付け等の知識や経験が必要です。個々の発信や販売体制が弱く、それをサポートする役割の組織や人材の育成が必要です。

イ 施策内容

- ◇ 製品づくりや流通の仕組み、価格付けなどの知識習得や経験の場を創出します。
- ◇ 6次産業化セミナーを開催し異業種連携の促進を図ります。

基本方針 6 森林資源の循環を促進

【目指す方向】

(1) 森林資源の循環の促進

森林所有者による森林の適正な管理の実施を促進し、森林の健全な育成に努めます。

【基本施策】

① 民有林の森林整備の促進

ア 現状及び課題

民有林において木材価格の低迷や管理費用の増高から適期の伐採や伐採後の再造林が行なわれていない状況にあることから、民有林の整備を促進するための支援が必要です。

イ 施策内容

- ◇ 民有林の適期伐採とその後の造林・保育などの森林整備を促進するため森林環境譲与税を活用した支援を実施します。

② 森林病虫害対策

ア 現状及び課題

町内で松くい虫やナラ枯れによる被害は確認されていないが、今後も被害防止対策を県等関係機関と連携して取っていく必要があります。

イ 施策内容

- ◇ 監視体制の強化と有効な被害防止対策の検討を実施します。

【目指す方向】

(2) 森林の多面的機能の周知と普及促進

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有する森林の大切さを知り、森林資源の有効活用と森林環境の保全や身近な木との関わりを深める取組みを進めます。

【基本施策】

① 緑化推進事業での普及啓発

ア 現状及び課題

平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、「緑の募金」運動が誕生し、当町においても、階上町緑化推進委員会事務局として地域の環境緑化・森林ボランティア活動など森林整備等を推進しています。令和3年には町内各小学校に「緑の少年団」を設立し、緑豊かな住みよい郷土発展に寄与することを目的に「緑の募金」運動を展開して

います。

イ 施策内容

- ◇ 「緑の募金」のチラシ全戸配布等の啓発活動の推進
- ◇ 「緑の少年団」の活動支援
- ◇ 各種行事と連携した緑化推進の啓発

第5章 農林業計画における目標

1 将来像実現のため目標

本計画では、将来像の実現に向けて農林業振興目標（農家、耕地等）と農業所得の目標及び営農類型ごとの経営指標について示すことにします。

(1) 農林業振興の目標

農業従事者の減少と高齢化、農地の流動化、国の農政の転換、経済のグローバル化など農業情勢は厳しさを増す一方ですが、食料生産は国民生活を支える根幹であると認識し、人口減少社会に対応しながら、国内や地域内の需要に応える生産体制の強化を目指します。

①農家数

区分	平成27年	令和2年	令和7年
総農家数	404戸	305戸	245戸
販売農家数	194戸	135戸	103戸

※「総農家数」と「販売農家数」の数値は「農林業センサス」より引用。

平成27年と令和2年の減少率を基に4年後の値を推計し、目標値を設定。

②経営耕地面積

区分	平成27年	令和2年	平成32年
経営耕地面積 (販売農家分)合計	444.6ha	366.1ha	366.1ha
田	114.2ha	100.6ha	100.6ha
畑	326.6ha	261.4ha	261.4ha
樹園地	3.8ha	4.1ha	4.1ha

※「経営耕地面積」の数値は「2020年農林業センサス」より引用。

農地の流動化により農地集積が進むが、同時に農業従事者の減少が予測されることから目標値を現状維持としました。

③階上町農林業産出額

区分	令和2年	令和7年
合計	535千万円	535千万円
米	9千万円	9千万円
野菜	26千万円	26千万円
園芸その他	6千万円	6千万円
畜産	494千万円	494千万円

※農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果

米は年々減少傾向にありますが、畜産が増加傾向にあることから目標値を現状維持としました。

(2) 農業所得の目標及び営農類型ごとの経営指標

農業者が再生産できる所得を確保して、農業者の生活や経営基盤の安定を図ることが必要です。

農業所得の目標と営農類型ごとの農業指標については、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で掲げる目標と同様のものとするとし、同基本構想で定める農業所得の目標等を引用することとします。

①農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(認定農業者認定指標)

年間農業所得	570 万円程度
主たる農業従事者 1 人あたり	430 万円程度
年間労働時間	2,000 時間
新規就農者の確保目標	1 人/年

②新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

年間農業所得	290 万円程度
主たる農業従事者 1 人あたり	220 万円程度
年間労働時間	2,000 時間

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農地集積面積シェア目標	29.6%
-------------	-------

④その他

指標	現 状 令和 2 年	目 標 令和 12 年
認定農業者数	30 経営体	40 経営体

第6章 農林業計画実現にむけて

1 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

農林業計画の実現には、行政のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を図り、その実現を図ります。

(1) 計画推進体制の確立

① パートナーシップによる計画実践の推進

農業者、町民、農業団体、民間企業、関係機関、行政等により、計画の実践および進行管理を行います。

② 庁内推進体制の確立

計画に関連する他課との協議や調整、連携による事業展開を図ります。

(2) 各主体の役割

① 農業者・関係団体に期待される役割

農業者、JAなどの農業関係団体は、町内外に安全・安心な農産物を安定供給することが期待されます。また、自らが地域づくりの主体であることを認識し、環境保全型農業、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮など、本町の農業振興に向けた取り組みを進め、地域住民や町外から訪れる都市住民に愛される農業の環境づくりを行うことが期待されます。

② 事業者期待される役割

事業者は、安全・安心な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の活用・流通拡大を図ることが期待されます。また、人材や経営等に関するノウハウなどの情報提供を行い、事業活動において本町の農業振興に協力することが期待されます。

③ 町民に期待される役割

町民は、食料や農業が町民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深めるとともに、地場農産物の購入や農業体験などへの参加により、農業者や町外の住民とのつながりを強め、本町の農業振興に協力することが期待されます。

④ 行政に期待される役割

行政は、本計画で掲げられた将来像の実現に向けて農業者や町民のニーズ、現状と課題を的確に把握し、その時の状況に応じた適正な農業施策を実施し

ていきます。

(3) 進行管理

①取り組み状況の把握・評価

毎年、現況値や目標の達成状況を把握します。また、計画の詳細な取り組み状況については、担当が進捗状況を把握・評価します。農業者や町民が計画の進捗状況を把握でき、農業者や町民の意見を聞けるような仕組みづくりを行います。

②具体的な取り組みの検討と計画への反映

本町総合振興計画の見直しや取り組み状況等をふまえ、具体的な取り組みを再検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

<用語解説>

か行

○家族経営協定

家族農業経営において、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

○グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的な宿泊・滞在を伴う場合まで様々です。

○経営耕地面積

農家が経営する耕地（田、畑、樹園地）の面積。耕作放棄地の面積は含まれません。

○耕作放棄地

1年以上作付けされず、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のことです。

さ行

○実質化された人・農地プラン

地域や集落が抱える「人と農地の問題」の解決のため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、作成する「未来の設計図」のことです。

○食農教育

生きる上で最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農産物）（農業）（農山村）」について、学び体験することです。農業に関連して、環境問題について学習することもあります。

○生産基盤

農業生産を効率的かつ安定的に行う基盤のことで、具体的には、ほ場、用排水路、農道、農業用施設などを指します。

た行

○多面的機能

「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことです。

○地産地消

地域生産—地域消費の略称。地域の消費者ニーズに応じた農業生産と、生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、農業者と消費者のつながりを強める取組みのことです。

な行

○認定農業者

自らの農業経営の改善を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指そうとする計画（農業経営改善計画）について、市町村から認定を受けた農業者。認定農業者は、独自の支援事業（助成）や利子補給の施策を受けることができます。

○農業経営基盤強化に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、階上町が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画。

○農業産出額

1年に生産されたそれぞれの農産物の生産量（自家消費を含む）から、種子、飼料等の再び農業に仕向けられる中間生産物を控除した各農産物数量に、それぞれの農家庭先価格（農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加味）を乗じて算出された額のことをいう。

○（階上）農業振興地域整備計画

市町村の農業振興地域整備計画により、今後、相当期間（概ね10年以上）、農業振興を図るべき地域と指定された地域。優良農地の確保と農業に関する公共投資の農業施策を計画的に実施するため、町が策定した農業振興地域整備計画です。

○農林業センサス

国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う国の調査。調査方法は調査客体による自計調査で、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする。

は行

○ブランド化

従来よりも鮮度や味覚、安全性といった品質に優れた農産物づくりや、カット・加熱などの手間を加えた農産物加工品づくりを通じて、付加価値を高め、他の農産物との差別化を実現するための取組みのことです。

や行

○優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のことです。

ら行

○6次産業化

農業者が農産物の生産（1次産業）にとどまらず、加工（2次産業）や販売（3次産

業)まで一体的に取り組むことで、付加価値の向上や新たな市場の創出を図ることで。

○露地野菜

屋根などが無い野外において、自然の気象条件下のもとで栽培された野菜の総称。

<統計用語>

(1) 農林業経営体

用語	定義
農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <p>(ア) 露地野菜作付面積 15a</p> <p>(イ) 施設野菜栽培面積 350 m²</p> <p>(ウ) 果樹栽培面積 10a</p> <p>(エ) 露地花き栽培面積 10a</p> <p>(オ) 施設花き栽培面積 250 m²</p> <p>(カ) 搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(キ) 肥育牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(ク) 豚飼養頭数 15 頭</p> <p>(ケ) 採卵鶏飼養羽数 150 羽</p> <p>(コ) ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽</p> <p>(サ) その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</p> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者

(2) 農家等分類

用語	定義
農家	経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者（1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が 1 人以上いる農家

	第1種農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
	第2種農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
	自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体		経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
土地持ち非農家		農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

(3) 農家人口等

用語	定義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

(4) 農家経済関係

用語	定義
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額）－農業経営費（農業経営に要した一切の経費）
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入（農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入）－農業生産関連事業支出（同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出）
農外所得	農外収入（農業経営関係者の自営兼業収入、給料・俸給）－農外支出（農業経営関係者の自営兼業支出、通勤定期代等）